

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
 条例

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明												
（期末手当） 第10条 （略） 2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1" data-bbox="231 1355 646 1512"> <tr> <td>在職期間</td> <td>支給割合</td> </tr> <tr> <td>6か月から3か月未満まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで		（略）		（期末手当） 第10条 （略） 2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に <u>100分の242.5</u> を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1" data-bbox="710 1355 1125 1512"> <tr> <td>在職期間</td> <td>支給割合</td> </tr> <tr> <td>6か月から3か月未満まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで		（略）		字句の改正
在職期間	支給割合													
6か月から3か月未満まで														
（略）														
在職期間	支給割合													
6か月から3か月未満まで														
（略）														
3 （略）	3 （略）													

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

2 令和6年12月に支給する期末手当に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の242.5」とあるのは「100分の252.5」とする。

(提案理由)

武蔵野市議会議員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。